

2024年度 入学にあたって

1. 会次第

- (1) 校長挨拶
- (2) 本校の概要、入学までの準備
- (3) 学校生活について
- (4) 保健室より
- (5) 質疑応答

※この後、I組(特別支援学級)に入学予定の児童及び保護者の方は、1階I組教室へ。

2. 入学式について

- (1) 日 時 **2024年4月9日(火) 9:30 開式の予定**
 ※日程・時程等詳細については、「入学通知書」にて、ご連絡いたします。
- (2) 会 場 町田市立つくし野中学校・体育館
- (3) 受 付 ①新入生の礼法指導のため、保護者同伴で8:30～50までに必ずご来校下さい。
 ②受付で「入学通知書」を提出して、出席の確認をして下さい。
 ③受付で「組分け表」をお渡しします。自分のクラスを確認して、保護者は式場(体育館)へ、新入生は教室へ行って下さい。
 (教室では学級担任が入学式の説明をします。)
- (4) 持ち物 入学通知書・上履き(生徒用・保護者用)・下履きを入れる袋(保護者用)・筆記用具をご持参下さい。
- (5) その他 ①入学式に出席できない場合は、必ず事前に学校へご連絡下さい。
 ②「組分け表」に自分の名前がないときは、受付にお申し出下さい。
 ③保護者も上履き・下履き用の袋をご持参下さい。
 ④駐車場がありませんので、お車での来校はご遠慮下さい。

3. 教科書等について

教科書は無償給与になります。4/10(水)にお渡しする予定ですのでカバンをご用意下さい。
なお、ノート・辞書・参考書・問題集などは、入学後それぞれの教科担当から説明がありますので、購入は授業が始まってからで結構です。

その他の学用品については特に指定がないかぎり、小学校で使用したものを活用して下さい。

4. 入学前の準備

(1) 通学用標準服 (本校指定のものを着用してください。)

下記の販売店にてお求めください。

ムサシノ学生服町田店	町田市中町 1-2-2	Tel.042-725-4776
シーガルスクール長津田店(アピタ長津田)	横浜市緑区長津田みなみ台 4-7-1	Tel.045-985-7196
スクール用品ナカムラ	相模原市中央区淵野辺 3-20-8	Tel.042-756-3344
小田急百貨店 町田店	町田市原町田 6-12-20	Tel.042-720-6176
トキワヤ 東急百貨店 たまプラーザ店	横浜市青葉区美しが丘 1-7	Tel.045-277-0570

(2) 体育着等(ジャージ上下、半袖体育着、ハーフパンツ、体育館履き)

下記の販売店にてお求め下さい。

ムサシノ学生服町田店	町田市中町 1-2-2	Tel.042-725-4776
シーガルスクール長津田店(アピタ長津田)	横浜市緑区長津田みなみ台 4-7-1	Tel.045-985-7196
スクール用品ナカムラ	相模原市中央区淵野辺 3-20-8	Tel.042-756-3344

※ジャージ等には刺繍で名前が入ります。

昨年度よりセキヤスポーツでの販売は無くなりました。

(3) 校章・クラス章・上履き

上履きは市販のもので結構です。「すずかけ堂」でも販売しています。

新1年生の学年カラーは「赤」ですので、先端が赤色の上履き をご購入下さい。

※できるだけ、上履き裏の部分が白の物をご購入していただければと思います。

校章・クラス章については、学校で一括購入をし、入学後配付いたします。

配付されたら校章は左襟にクラス章は左胸ポケット上部に付けるようにしてください。

代金は教材費に含みます。

配付以降の購入は下記でお願いします。

すずかけ堂	町田市南つくし野 4-3-3	Tel.042-795-3461
-------	----------------	------------------

(4) 靴・カバン

通学靴・カバンについては、特に形・色は指定していません。

(5) その他

体育着や水着等の衣類、上履き、体育館履き、教科書等すべての持ち物に名前をご記入下さい。

上履きの記名は、下図のように前部とかかと2カ所に黒マジックでお願いします。



前部



かかと

保護者様

町田市立つくし野中学校
校長 柳田 拓史

つくし野中学校の生活について

本校では、学校生活を通して規範意識を身につけさせるために「学校生活でのマナーと規則」について以下のような指導をしております。入学後に、生活の決まりについてお子様に指導しますが、要点について事前にお子様と確認してください。

保護者の皆様のご理解とご協力をいただき、ご家庭でもご指導の程よろしく願いいたします。

【服装について】

- ① 標準服の正しい着用を心がけてください。
- ② ワイシャツの下には、白・グレー・ベージュ色の肌着を着用させてください。
- ③ 防寒着に関しては、度生徒会本部役員を中心に改定が行われ、「ウインドブレーカー、ダウン、ベンチコート、ジャンパー」の着用を認めています。色については、指定はありません。
- ④ 靴下については、白・黒・濃紺色の靴下となります。※ワンポイントまで可、ラインや模様はなしです。

※なお、生徒総会にて、生徒が校則の在り方について議論し、着用して良いセーターの色が「黒・紺・グレー」の3色になりました。今後も、生徒と共に校則の在り方について検討を重ねる方向です。詳細については、入学後に、生活のしおりにて確認させていただきます。

【頭髪について】

- ① 脱色・染色・整髪料・パーマは禁止です。
- ② 髪をまとめる髪留めは、色・形・大きさとも派手でないものにしてください。

【持ち物について】

- ① 持ち物には、必ず記名をお願いします。
- ② 学校生活に不必要な物を持参させないでください。
- ③ 貴重品や携帯電話などは、学校に持ってこないように指導しています。諸事情で持たせる場合は、必ず朝担任に預けるようにお願いします。
- ④ 昼食はご家庭で用意するか弁当給食（希望者）です。（買い出しのための外出は認めていません）
- ⑤ 飲み物は、お茶（水筒、紙パック）・牛乳・スポーツドリンクとします。昼食のゴミは持ち帰りとなります。※ジュースや缶・ビン・ペットボトルの持ち込みは認めていません。

【登下校】

- ① 自転車での通学は禁止しています。
本校周辺は坂道や交通量の多い道路が多くあり、十分注意して登下校するように指導しています。

【その他】

- ① 来年度より欠席・遅刻の連絡は、「tetoru」でのご連絡をお願いしております。詳細は、別途ご連絡いたします。従来通り、欠席、遅刻等の電話連絡をする場合は、8:00~8:15（8:20からは職員打ち合わせが始まりますので電話に出られない場合があります。）の間をお願いします。
- ② 上履きの底面が色つきのものは、廊下を歩く際に摩擦熱で色味が床に付着してしまうため、底面が白色のものをご準備いただきますようご協力お願いいたします。
- ③ SNSについて、町田市内においてトラブルが多発しています。中学校進学時に、スマートフォン等を持たせるご家庭もあると思いますが、各家庭でルールを明確に決めるなどのご指導をお願いします。

就学援助費制度のご案内

(入学後4月に申請書を全員配付)

町田市では、経済的にお困りのご家庭を対象に、小学校や中学校の授業や行事に必要な費用を就学援助費として支給しています。

申請はどなたでもできますが、前年の所得（もらった給料などの額）による審査があります。

1 就学援助制度の対象となる方

- ①生活保護を受けている方
- ②生計を共にしている家族全員の前年の合計所得額が下記の範囲以下の方

生計を共にしている 家族の人数	合計所得の世帯合計上限額目安(給与収入の場合)	
	賃貸(賃貸借契約書を交わしている)	持家(住宅ローンを支払い中も含む)
2人	253～273万円	169～189万円
3人	290～344万円	206～260万円
4人	314～400万円	230～316万円
5人	334～448万円	250～364万円
6人	361～507万円	277～423万円

※基準額は家族の人数・年齢によって変わります。そのため上限額に幅があります。

※会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比べてください。

2 支給費目(現時点の予定です)

学用品通学用品費、入学準備金、給食費、校外活動費、移動教室・修学旅行費、通学費(※1)、医療費、卒業アルバム費、オンライン学習通信費 など(それぞれ支給上限・条件があります。)

(※1) 区域外就学者・指定校変更者(特認地区を除く)及び通学区域緩和制度利用の児童・生徒は支給の対象外。公共交通機関での通学を校長が認め、かつ通学距離がおおむね小学校で1.5 km以上、中学校で2.0 km以上ある児童・生徒が対象です。

3 申請にあたっての注意点

- ・申請書は入学後に学校から全児童・生徒に配布されます。
- ・入学準備金の入学前支給を受ける方でも、改めて入学後の4月中に申請が必要です。
- ・生活保護を受けている方も申請が必要です。
- ・申請書の提出は、在籍校または、町田市教育委員会学務課の窓口(郵送可)です。
- ・この制度は前年の所得により審査を行います。申請の前に、必ず申告(年末調整、確定申告、市・都民税申告)を済ませてください。
- ・お子さまが特別支援学級に在籍の方は「就学奨励費」制度が該当します。 援助の内容については裏面QRコードよりご確認ください。

裏面は「通学費補助金のご案内」です→

就学援助費・就学奨励費に該当しない方はこちら

通学費補助金のご案内(入学後に手続き)

町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に、予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助する制度です。所得による制限はありません。就学援助費・就学奨励費制度に該当しない方でも申請できます。

1. 対象となる方 (以下の(1)～(5)すべてに該当する方)

- (1) 町田市立小・中学校に在籍していること。
- (2) 通学距離が、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上あること。
- (3) 区域外就学者、指定校変更者(特認地区を除く)、通学区域緩和制度利用者でないこと。
- (4) 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- (5) 定期券を購入していること。(神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。ICカードのデポジットは支給対象外です。)

2. 支給金額、支給時期

○支給金額

1か月の通学定期代金の3分の2の額を、月数に応じて保護者名義の銀行口座へ支給

- 例) ① 1か月定期券購入 1か月定期代金 × 2/3 × 1か月
② 3か月定期券購入 1か月定期代金 × 2/3 × 3か月

《期間調整定期券の取り扱い》

期間調整分が16日以上ある場合は、期間調整分についても1か月分とみなします。

- 例) 6月2日から7月17日まで有効(1か月+16日)の定期券の場合
. . . 1か月定期代金 × 2/3 × 2か月

○支給時期 ※学期をまたぐ定期券は学期毎に分けて支給します。

- 1学期分 . . . 9月 2学期分(8月分を含む) . . . 1月 3学期分 . . . 4月

3. 申請方法

- 申請用紙 在籍する小・中学校にあります。(申請書は児童・生徒一人に一枚必要です。)
- 提出先 在籍する小・中学校(学校で指定した提出先または事務室職員へ)
- 提出期限 各学期の末日

※申請書提出の際、定期券購入期間の確認のため資料(定期券内容控等)が必要です。
資料の添付がない場合、通学費補助金を支給できないことがあります。

4 まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先



まちだ子育てサイト(教育のための経済的支援について)へのリンクはこちら。
就学援助費・就学奨励費や通学費補助金について掲載しています。

【制度についての問い合わせ先】

町田市森野2丁目2番22号 町田市役所10階 町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当
TEL: 042-724-2176 FAX: 050-3161-7996

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のあらまし

町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなられた場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者（市）・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方へのこの給付制度へのご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。）における、児童生徒の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水） （熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病） （漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病） （負傷による疾病等）	療養に要した費用（健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10）＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額（所得区分により限度額が定められている。） ＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区別される）	障害見舞金 4,000万円（第1級）～88万円（第14級） 〔通学中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

【給付基準】

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円（500点）以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計）が5,000円（500点）以上のものをいいます。
- 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。例えば医療費については、病院等を受診した月から2年以内に請求しないと月ごとに時効となります。
- 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりませんのでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。

医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合がありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を經由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることになります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親(子)等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親(子)医療制度**よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**親(子)医療制度**と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未満だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親(子)医療制度**からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親(子)医療制度**の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらまし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」 <https://www.jpnssport.go.jp/anzen/>

「全国市長会」 学校災害補償保険の概要

町田市教育委員会
2023年1月改訂

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしています。

なお、これは概要をお知らせするチラシです。すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)について急激かつ偶然な外来の事故により死亡や傷害の事故が発生した場合において、保険金が支払われます。補償保険金は日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

※第三者は保護者や住民等をいいます。

◎日本スポーツ振興センターとの違い

日本スポーツ振興センターの場合は、医療費が5000円(500点)以上のものが対象ですが、学校災害補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院(1日以上のもの)が対象となります。

※通院のみでは対象なりません。

◎保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合下記の保険金額が変更となる場合があります。)

◎補償保険の保険金額

(1)死亡補償保険金額 100万円

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。

(2)後遺障害補償保険金額 4～100万円

事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により死亡補償保険金額の4～100%の保険金額が支払われます。

(3)入院補償保険金額

入院日数に応じて1～5万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間に入院)

<入院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

※事故発生から180日以内に入院した日数が対象となります。

※保険金額は1日あたりの額ではありません。(例:入院日数が1日の場合でも15日の場合でも支払われる保険金額は10,000円です。)

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院はいずれかの事故の入院日数として計算します。(同じ日について重複支払はありません)

◎補償保険の対象とならない場合

故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象になりません。
また、継続的に負荷がかかり発症した傷病は対象になりません。

◎学童保育に通っている児童

学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。

◎要保護世帯・マル子・マル親・自由診療の場合

対象となります。

◎保険金の請求と支払

学校管理下の事故で入院したときは学校に申し出てください。学校から必要書類をお渡します。
記入していただく書類は以下の3点です。

「保険金請求書」・「入院通院申告書」・「同意書」

「入院通院申告書」には入院日・医療機関名等の記入が必要になります。

入院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者負担となります)

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座に損害保険ジャパン株式会社から振込となります。書類の提出から保険金支払まで3ヶ月程度期間をいただきます。

町田市中学校給食のご案内

これはダイジェスト版です。詳細は、まちだ子育てサイトに掲載している「町田市中学校給食予約マニュアル」をご参照ください。

2023年11月 町田市教育委員会

●中学校給食について

町田市立中学校の給食は、『弁当併用外注給食方式』としています。給食を希望する生徒に、市が調理を委託した調理業者が作ったランチボックス形式の給食を提供しています。

(給食を希望されない方は、ご家庭からお弁当を持参してください。)

「安心・安全でおいしい給食」をお届けします！



FC町田ゼルビアコラボレーション献立

FC町田ゼルビアの栄養管理アドバイザーが、町田市の中学生のために作成した献立です。メインは、「うまうま♪豚の生姜焼き」です。

給食の利用方法は裏面をご覧ください！

◆給食費◆

1食 310円です。「払込票」を使い、コンビニエンスストアで支払うか、給食予約サイトからクレジットカードで入金します。

◆給食の献立◆

ごはん、おかず(4品程度)に、牛乳(200cc)がつきます。月に1~2回、ごはんの代わりにパンが主食の献立もあります。
※食事のアレルギーの対応は行っておりません。

アレルギー等で飲用牛乳が飲めない方には、飲み物を付けずに給食を提供しています。

◆調理事業者◆

大量調理の実績があり、衛生的な調理施設を有する事業者には調理業務を委託しています。教育委員会の栄養士が随時調理業者の施設へ出向き、調理や衛生管理等の指導をしています。

◆扶助制度◆

就学援助・就学奨励費・生活保護に認定されている場合は、食数に応じた給食費を、学務課/生活援護課から後日お支払いいたします。手続きは不要です。

メニューが豊富でおいしい！

季節のイベントに合わせた料理や、中学生の嗜好を取り入れ、楽しい昼食時間になるよう工夫しています。

成長期に必要な栄養がしっかりとれる！

成長期に必要なカルシウムは一日に必要な量の約2分の1を確保できます。また、和食を中心に、野菜、豆、小魚、海藻、きのこなど、日頃不足しがちな食品を積極的に取り入れています。

衛生的で安心！

安心・安全に食べてもらうため、食中毒予防を第一に考えて作っています。そのため、おかずは菌が繁殖しにくい温度に冷まして提供しています。

問い合わせ：(利用の登録、予約方法、IDパスワードの再発行、残高確認など)

給食コールセンター 菜友(サイユウ)：0594-86-7772

(給食の献立について)

町田市教育委員会 学校教育部 保健給食課 電話 042-724-2177 FAX 050-3161-8681

給食利用の3ステップ

給食を利用するには、次の手続きを行う必要があります。

STEP1

利用登録

右の二次元コードを読み取り、LINE または グラファァー を使用して電子申請を行うか、もしくは学校から書類をもらって「利用登録」をします。

【LINE での申請はこちら】



【グラファァーでの申請はこちら】



普段、給食を頼まない方も、もしものときのために登録をしていただくと安心です。

登録は無料です！

払込票が届くので、コンビニエンスストアで払込（チャージ）または 給食予約システムからクレジットカード決済で入金します。給食費はチャージした金額から食べた食数分が差し引かれていきます。

★払込票（コンビニエンスストアで払込）：20 食分・90 食分

★クレジットカード（給食システムから決済）：10 食分・20 食分・90 食分・200 食分

払込票で支払い可能な金額と食数の目安

- ◆20 食分（6,200 円 + 払込手数料）
- ◆90 食分（27,900 円 + 払込手数料）

※払込手数料は、一枚につき 145 円です。
今後変更になる可能性もございますので、お手元の払込票をご確認ください。

クレジット決済可能な金額と食数の目安

- ◆10 食分（3,100 円 + システム利用料）
- ◆20 食分（6,200 円 + システム利用料）
- ◆90 食分（27,900 円 + システム利用料）
- ◆200 食分（82,000 円 + システム利用料）

※使用できるカードのブランドは VISA と Master のみです。
※クレジット決済使用には、手数料（システム利用料）がかかります。（決済金額の 1%）



自分の都合に合わせて
選べるから便利♪

インターネット（パソコン・スマートフォン）がマークシートで食べたい日を選んで予約をします。

予約の種類は全部で3つ

給食自動（在校時一括）予約：毎日食べたい人におすすめ！

入金があれば卒業までの給食実施日に予約が入ります。

月単位予約：選んだひと月分に予約が入ります。

日単位予約：食べたい日にちだけ選んで食べることができます。

インターネットの予約締切は、**対象日の7日前（土・日・祝日を除く）午後2時**です。

STEP3

給食の予約

給食提供



生徒人気が高い
鶏の唐揚げです！

詳細については「まちだ子育てサイト」に掲載している「町田市中学校給食予約マニュアル」をご参照ください。

予約マニュアル掲載ページ⇒【「まちだ子育てサイト」を検索】>ホーム>目的から探す>小・中学校情報>

学校給食>中学校給食について>中学校給食給食利用方法はこちら！

